Ｓ ＆ Ｉ BANGKOK NEWSLETTER NO.２２２

2013.02.25

発行責任者 井口 雅文
発 行 Ｓ ＆ Ｉ International Bangkok Office
TEL　　+66-2-261-6449、6466
FAX　　+66-2-261-6419、6379
Address : 253 Asoke　23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand 地図
E-Mail :iguchi@loxinfo.co.th
S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

（取材編集協力）有限会社 Ｓ＆IJAPAN http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight ©　S&I International Bangkok Office Co., Ltd.
社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階
TEL：03-3402-0013、FAX：03-3402-0014 地図
siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp（担当：矢守章子・有吉文・井口文絵）

～事務所より～
～編集者より～

記事目次

～タイ－日本間の事業提携が増加：安倍首相のタイ来訪～
－両国は海上協力問題を回避－
～タイで海賊版ソフトウェアに取り締まり照準～
-マネーローンダリング法使用に政府が取締りー
～タイで、日本貿易振興機構（Jetro）がタイ投資委員会（BoI：Board of Investment）へ提唱：変化に徐々に慣れるアプローチが必要～
－投資改変を促したスローアプローチー
～バンコクにてJETROが日本企業の関心事項を再確認～
～タイの高速鉄道計画の入札開始予定～
～タイで知的財産権（IPR）侵害に対する罰則を含むマネーロンダリング防止法改正～
～タイ政府が知的財産権侵害者の資産をマネーロンダリング防止法により没収～
～タイ・EU FTA交渉への懸念 チュラロンコン大学研究員によるコラム～
～タイ知的財産局が業務に関する記者発表を行った～
～タイ知的財産局とラオス科学技術省知的財産局が知的財産に関する協力協議の議事録に署名～

～タイで 2013 年度第一回知的財産に関する政策委員会会議が行われた～
～タイ首都警察と知的財産局が偽造被服・香水・時計の摘発を発表～
～タイが米国と貿易・投資枠組み協定第 2 回高官会議を実施～
～タイ商務省がアメリカ映画協会から著作権改正法案の映画館における映画盗撮の条項に、盗撮行為で使われる機材を明確に記述するよう要請を受ける～
～タイ国家知的財産政策委員会は全国の政府機関で使用するマイクロソフトのプログラムの購入を認める決議～
～タイ政府機関での合法ソフト使用のためマイクロソフトによる低価格ソフトの提供が必要～
～タイ政府が企業による偽造ソフトウェア取締りの実績を発表～
～タイ知的財産局はセミナー「知的財産によるASEAN市場の開拓：マレーシア及びブルネイ・ダルサラーム国」を開催～
～タイのHom Mali ジャスミン米の地理的表示登録をEUが発表～
～タイ 2 県で 22 の企業が自社の外国人株主に名義上の株主を用いているという容疑がかけられている～
～タイ治水及び洪水対策事業は韓国企業が受注に優位～
～タイ知的財産局が食品容器デザインコンテストを開催～
～タイ知的財産局が商業及び資本化のための知的財産奨励事業研修を実施～
～タイは米国通商代表部の年次報告書発表に向け意見を述べるチャンスがあるがこれは意味をなさない～
～タイ知的財産局がセミナー「著作権と放送：Case of Must Have Rule」を開催～
～タイ政府は輸送改善に2.2兆バーツを投資する予定～
～タイ首相が巨大プロジェクトへの巨額支出を公約～

～事務所より～

（ホームページ更新のお知らせ）
弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。

～編集者より～
日本政府総務省の「科学技術研究調査」によれば、２０１１年度の日本の技術輸出額が2兆円強となり、過去１０年間で４倍となったことがマスコミに報じられた。その内訳は、米国が最大だが、中国（１２．９％）、タイ（８．８％）と、タイからの技術収入は結構な収入源となっていた。

果たしてタイの特許の面から見るに、本当にこのような技術収入が特許権と密接に関連しているのであろうか。今回、タイの制度を紹介しつつ、問題点を少し書いてみた。
タイの特許法において、特許ライセンス契約は政府への登録義務（第４１条）があり、その義務を怠った場

合（第５５条）には、裁判でライセンス契約無効という判決を言い渡される可能性がある。 しかしながら、ライセンス契約を登録する場合、登録申請者が非公開としたい部分を隠すことが実務上できると言いつつ、契約原本を政府へ提出することとなり、また情報公開法によって、一般第三者が登録後ライセンス契約を閲覧できるという登録申請者にとって不利な（見せたくないモノを公衆に晒すという）条件を飲まなければならなくなる。

現状では、この不利な条件が決定的な要因となり、日本企業（他の海外企業を含め）の多くはライセンス契約を政府に登録しないという実務を日本企業はとっている。 実際に、日本企業の登録件数が圧倒的に少ない。 この登録義務及び実務は、特許法改正案では、さらに「政府がライセンス契約を管理する、実情を把握する」傾向が強まり、政府への登録義務違反の場合には、罰則規定（改正案の第８３／１条）が新たに付け加わることとなる。

日本企業がこの登録義務やライセンス契約内容開示を回避するために、どのような方策をとっているのであろうか。 そのほとんどが、ノウハウでのライセンス契約として契約を日本企業と現地法人で行っており、「特許」を明記しない形で執り行っている実態がある。 この理屈により、「これは特許ライセンス契約ではない」と主張し、政府に登録しないでいる。

このような特許を明記していないようなノウハウライセンス契約の場合、どのようなリスクが生じるであろうか。一番問題となる事態は、タイで特許権侵害事件が起きた場合である。 裁判では、原告側（権利者側）が損害の額を証明しなければならない。 その際に、ライセンシーの被害額を算入させた場合、被告側抗弁として、「この被害は何を算入しているのか。そして、ライセンサーとえライセンシーとの関係はどのような関係か。」が、問われることとなる。 そして、「その契約は政府登録してあるのか」という点において、原告側は沈黙せざる負えなくなる。 また、当事者として現地法人が共同原告（タイでは、刑事裁判においても、共同原告として権利者が検察側と一緒に法廷で原告となり得るというか、それが極普通である）として参加したいのだが、その立場上、参加できない状態に置かれる。 ならば、権利者だけが原告側に立つものの、ライセンシーは全く関与できない状態となる。 上述した損害額の話だけで済めばよいが、私の目に映るのは、現地法人と親企業との関係が悪くなっていくように思えてならない。 侵害で最も傷が付くのは現地法人である。 金銭的にも、対取引先においても、いろいろな意味で傷が付いてくる。 喩えて言えば、現地法人が炎上しているにも関わらず、原告として名乗ることができないという状態を作ることになるのである。 これは、今まで築いてきた現地法人との関係を損なうことになりはしないだろうか。

もう一つの回避策として、別のライセンス契約を作成し、それを政府登録用として提出する方策である。これも偽装の危険性があり、極めてお勧めできない。 もし、証言などで偽装が見つかった場合、それは損害額どころの話ではなく、その企業のビジネス倫理が問われることとなる。

最善の解決策は、このようなライセンス契約登録義務のような方策をタイ政府に対し、任意登録とするこ

とを提言するか、あるいは契約情報の非公開とすることをタイ政府に約束させるかであろう。 政府登録義務の立法趣旨は、技術ライセンス（この場合、特許ライセンスだが）を管理するということなのだが、現状では全くライセンス実態を把握したいという意図から乖離している。 ならば、もし立法趣旨に沿った考え方をするのであれば、任意登録として、何かインセンティブ（例えば税の優遇措置）を行う方が、ずっとタイ政府は技術ライセンスの現状を把握できるのではないかと思う。

日本政府を含めて日本企業群は、もっとこのような施策について、もっと注目し、意見を言うべきではなかろうか。二国間交渉の材料にしてもよい。東南アジアを注目している割には、脇が甘すぎるというのが、私の実感である。

～タイー日本間の事業提携が増加：安倍首相のタイ来訪～
ー両国は海上協力問題を回避ー
中国との海上での緊張が高まる中、日本の安倍晋三首相は、貿易増加と安全保障協力を目的とした東南アジア三カ国歴訪中の昨夜、タイとの戦略的、経済パートナーシップを約束した。しかしながらタイ政府が中国との長年の関係が崩れることを懸念しているため、両国は海上協力に関する宣言は避けた。その代わりにミャンマーのダウェイ工業地帯への日本の関与だけでなく、タイ全土で計画されている高速鉄道計画について議論した。ベトナムやインドネシアを含む安倍首相の歴訪は、日本の活力を失った経済を活性化するために急成長地域の活力を取りいれようと最近の日本政府高官の他の ASEAN 諸国への相次ぐ歴訪を締めくくるものだ。ASEANの全体経済は、2 兆ドル（US ドル）に値する。日本の麻生太郎副首相は、今月初めにミャンマーを訪れ、一方で岸田文雄外務大臣はフィリピン・シンガポール・ブルネイの歴訪を終えた。経済提携は日本とタイを親密な関係にしている。日本はタイにとって最大の貿易パートナーであり、昨年 11 月の両国間の貿易規模は 2 兆 1,100 億バーツに達した。タイにおける日本人の投資は、外国直接投資の 63%を占めている。尖閣諸島問題に関して中国との長期に渡る紛争に巻き込まれた日本は、中国に替わる市場を見つけること、及び東南アジア諸国との安全保障上の関係強化に懸命である。水曜日には、安倍首相はベトナムで Nyugen Tan Dung 首相と会談し、ベトナムがアジア太平洋地域において魅力的な発展を遂げ、地域の安全保障においてベトナムー日本両国が活動的役割を担うべきであるという見解を示した。ベトナムは石油資源の豊富な南沙諸島と西沙諸島に関して中国との海上紛争で攻防状態である。
（2013 年 1 月 18 日、シンガポールストレートタイムス）

～タイで海賊版ソフトウェアに取り締まり照準～
-マネーローンダリング法使用に政府が取締りー
タイ政府は、最も深刻な知的財産権（IPR）侵害の優先監視国リスト（Priority Watch List; PWL／訳注：スペシャル 301 条における優先監視国リスト）からタイを除外するために米国を説得する努力をするという点で、タイのソフトウェアの侵害レベルを 68%に引き下げる計画を打ち立てた。政府はまた、最大

80%のディスカウントを求めているマイクロソフトに対し、ボリュームライセンスを議論する計画にも取組んでいる。タイ知的財産局の Pajchima Tanasanti 局長によると、政府は海賊版ソフトウェア対策に積極的に取組んでおり、最近設立された国際知的財産権事務局は（National Intellectual Property Bureau）、ひとつのタスクフォースに、25 の知的財産事務所と 40 の法律事務所からなっている。最近、タイの内閣は著作権法改正を承認した。世界的に海賊版ソフトウェアは、ブロードバンドのインターネットブームと共に増加し続けており、昨年は海賊版ソフトの半分がオンラインによるもので、2011 年に比べ 40%増加した。タイ政府は違法ソフトウェアに関与している 56 のウェブサイトをブラックリストに挙げた。経済犯罪部副司令官兼公報担当の Pol Chainarong Charoenchainao によると、昨年タイ警察は、無認可のソフトウェアを入れた 4573 台のパソコンと共に、182 のグループを家宅捜索した。これは、4 億 4800 万ドル相当の被害額に等しい。その結果、タイ企業の無認可ソフトウェア侵害違反は 80%の割合を占めており、日系企業は7%となって、それに続いている。金属機械・非金属建設機械・デザイン製品や自動車は、最も多く違法ソフトウェア製品を使用している産業であった。Pajchima 局長は、タイのソフトウェア侵害率は昨年の 70%及び 2006 年の 80%から 68%に減少すると期待している。
（2013 年 1 月 19 日、バンコクポスト）

～タイで、日本貿易振興機構（Jetro）がタイ投資委員会（BoI：Board of Investment）へ提唱：変化に徐々に慣れるアプローチが必要～
－投資改変を促したスローアプローチ－
日本は、既存投資家に対する影響を最小限にするように投資促進政策を徐々に手直しすることをタイ政府に提唱した。 即ち、急激な変化は投資減少をもたらすからだ。 日本貿易振興機構（JETRO）の林康夫顧問は、企業に調整ができる時間を与える投資促進政策に関する漸次遷移を提言した。タイ投資委員会（BoI：Board of Investment）は国の投資政策を現在の地域限定スキームから優先産業によるひとつの分類に変更し、新スキームは今年半ばまでに発効する予定である。一方、賃金上昇と労働者不足はタイの日系企業にとって大きな関心事項であり、Jetro 調査によると、賃金上昇はインドネシア・マレーシア・ベトナムにおける日系企業の最大の関心事項である。日系企業は所得水準の上昇に伴い、タイでの高い消費支出を期待できる。日本人投資家はメコン地域でのより高い投資に注目している。林顧問によると、特に労働集約型産業はカンボジアやラオスのような魅力をメコン流域に見い出せる。円高は日本人の海外投資により拍車をかけ、日本国内市場は人口が減少するとともに、頭打ちとなると考えられる。 林顧問はタイ企業、特に中小規模のテクノロジー企業に日本での投資を検討することを強く求めた。
（2013 年 1 月 25 日、バンコクポスト）

～バンコクにて JETRO が日本企業の関心事項を再確認～
日本貿易振興機構（JETRO）の林康夫顧問によると、タイは今もなお日本の投資家にとって魅力的な国であるが、彼らは高賃金や高度技術を持つ労働者不足を懸念している。泰日経済技術振興協会（Technology Promotion Association(Thailand and Japan; TPA)が昨日開催したセミナーにて、JETRO

前理事長でもあった林顧問はタイにおける日本の投資は過去 5 年間で増加し続けており、日本の投資家は今なおタイと ASEAN に重点を置いていると、語った。しかしながら、アジア・オセアニアにある日系企業の最近の調査によると、日本人投資家はマレーシア、インドネシア、ベトナム及びタイでの賃上げをひどく懸念している。タイにある日本企業もまた、競合他社の市場シェアの拡大、高度技術を持つ労働者の不足及び管理職の人材難を懸念している。林顧問は、タイの日系企業は ASEAN 諸国と繋がっているインフラの迅速な発達を望み、メコン川地域のエネルギー安全保障を期待している、と語った。工業省事務次官 Vitoon Simachokdee は、同省がタイの日系企業の懸念事項、特に賃上げ問題に取組み、また中小企業の競争力を高める手段の模索も行うと述べた。工業省、教育省及び労働省もまた、自動車産業において 30 万人強の労働者を教育するために、3 年以内に定評ある 1500 人の労働指導者の育成に協力する予定だ。メラミン樹脂製品の世界最大手メーカーSrithai Superware 社の会長兼社長 Sanan Ungubolkul は、企業が現在、ミャンマーとラオスにある営業所の他に、ベトナムで 2 つの工場を持っていることを同じセミナーで語った。2015 年に一旦 AEC（ASEAN Economic Community: ASEAN 経済共同体）が完全に形成されれば、タイは貿易投資ハブとして利益を得るだろう。Sanan 社長は、企業はより高い賃金と見合うために生産工程に機械技術を展開しなくてはならない、と付け加えた。

（2013 年 1 月 25 日、タイネーション）

～タイの高速鉄道計画の入札開始予定～

タイ政府は、9 月までにバンコクとチェンマイを結ぶ国内最初の高速鉄道の入札を開始する予定である。高速鉄道のバンコクーチェンマイ間は 680km で所要時間は 3 時間である。運輸交通政策計画室 室長 Chula Sukmanop によると、国際的な競争相手の入札参加も期待のひとつであり、この高速鉄道計画予算は総額 3870 億バーツである。この高速鉄道システムは恐らく欧州の高速鉄道より、さらに発展させた中国のものに近くなる。鉄道を運行する会社を設立し、その主要株主が財務省となる予定だ。Chula 室長の話では、初の高速鉄道建設は来年早々に始まり、バンコクからピッサヌロークまでの最初の区間は 2018 年と 2019 年の間に完成し、ピッサヌロークからチェンマイまでの最終区間は更にその 2 年後に及ぶものと見られ、片道の運賃は 2,000 バーツ程度となる見通しである。

（2013 年 1 月 25 日、バンコクポスト）

～タイで知的財産権（IPR）侵害に対する罰則を含むマネーロンダリング防止法改正～

偽造品生産者は、今年施行されるマネーロンダリング防止法改正のもとで、すぐに厳格な懲罰に処される予定だ。商務省副大臣 Natthawut Saikua によると、法改正は知的財産権（IPR）侵害を含む。改正法案は最近国会を通過し、現在は、国王の署名待ちの状態である。改正法では、商品の不法生産や取引に関与した違反者の資産は没収される。

（2013 年 1 月 29 日、タイネーション）

～タイ政府が知的財産権侵害者の資産をマネーロンダリング防止法により没収～

商務省副大臣 Natthawut Saikua によると、50 万バーツ以上相当の海賊版商品や偽造商品を販売し

ている業者の資産は、将来的に没収される可能性があると、タイ商務省は警告している。マネーロンダリング防止法（1999 年版）の改正案は既に国会を通過し、タイ国王の承認待ちの状態で、新法は Royal Gazette に公開された時点で有効となる。同副大臣によると、商務省は後日、資産没収を含めた知的財産違反者に対する罰則基準を提案する予定である。
（2013 年 1 月 29 日、バンコクポスト）

～タイ・EU FTA 交渉への懸念　チュラロンコン大学研究員によるコラム～
国民との協議を欠いたいかなる国際貿易協定も憲法違反であるとする市民グループによる一連の警告を受け、商務省が水曜日にタイ・EU の FTA の交渉枠組み案について公聴会を開催した。しかし公聴会は開催のわずか 2 日前に告知され、広範囲に影響を及ぼす非常に複雑な貿易協定に関する公聴会としては不適切な進め方であった。これらは貿易交渉は一般タイ国民の幸福を犠牲にして大企業に貿易特権を与えかねないという市民グループの懸念を無視する当局の傾向を反映したものと言える。また、極めて重要な案件にもかかわらず通商交渉局（DTN）及び商務省のトップの出席を欠き実施されたなどことも期待に背いたものであった。更に悪いことに公聴会の議長は参加者の意見を記録し枠組み案とともに議会に提出することを確約しなかった。FTA 交渉についての主な懸念は、薬が低所得者に入手不可能になること、農民の暮らしが維持できなくなる脅威、アルコールの過剰摂取を促すこと、投資家と国の間の争議を解決するための調停の 4 点である。タイの経済界が、WTO の一般ルールの免除を可能にしている General System of Preferences（GSP）のもとで貿易特権を享受している国内企業、特に輸出産業、を保護するためにタイ・EU の FTA に対して強力なロビー活動を行っていることは公然の秘密である。サヤーム・コマーシャル銀行の調査によると、2014 年までに GSP 特権は終結し、タイの輸出損失額は約 800 億バーツになると予測されている。これに対し通商交渉局はタイの輸出損失額が 2,900 億バーツに達すると予測している。しかしこれは過大な見積りであると多くの人が考えている。興味深いことに、FTA 案は潜在的な社会的費用と国家財政への損害については言及しておらず、長期的に貿易特権が国家に対してどれほどコストを負担させるかについて無視している。欧州貿易委員会がタイにおける酒類市場の成長に注視してきたのも事実である。競争力のある価格がタイ市場における EU 製品の成功の鍵となる。そのため EU は 7 年以内にアルコール類の関税の 90%削減を要求している。タイは飲酒者が引き起こす交通事故により多くの死者が生じていることなど飲酒に関連した社会問題を含めると、飲酒による社会的損害は計り知れない。アルコール類の価格が下がることにより、タイの飲酒人口が増える。皮肉なことに、貿易交渉において自国の懸念事項に注意を払うことに失敗すると、アルコール類の価格が下がる一方、薬の価格が上昇することとなる。EU は 20 年の医薬品の特許期間の延長と 5 年間のデータ保護を要求するという強力なシグナルを送っている。この二つの要求はタイにおける医薬品の独占状況を悪化させることになる。独占により輸入医薬品の価格は劇的に上昇し一般の国民には手が届かなくなってしまう。また、特許期間の延長は低価格の後発薬を供給している国内企業の競争力に影響を与えるであろう。もしこの EU の要求が受け入れられると、これは政府が自国の医薬品会社に二度目の打撃を与えることになるだろう。1992 年以前はタイの製薬会社は後発医薬品の開発で成功しており国内市場のシェアは 70%に達していた。しかし米国政府からの GSP 特権を削減するとの圧力により、当時の政府は GSP 特権の継続と引き

換えに特許法の改正に応じた。それ以降、国内市場のシェアは反転し 30%の後発品と 70%の輸入品という構成になっている。インドはタイと逆に貿易交渉圧力に対し自国の製薬産業を守るために必死に戦った。1992 年以前タイとインドの製薬産業は競合していた。インドは 2000 年の TRIPS 協定に続き 2005 年に知的財産権を遵守することに合意するまでの間、外圧から逃れた。インドはこの 13 年の間医薬品を開発する時間を得た。現在は世界の医薬品産業の最前線に立ち、インドはその安価な後発薬から世界のドラッグストアと評されている。タイ・EU の知的財産権に関する交渉は医薬品特許だけを対象としているのではなく、EU は植物品種の特許を交渉対象に加えることを強く要求している。WTO の取り決めでは、加盟国は植物特許を採用するか、独自の効果的なシステムを採用するかの二つの植物保護の選択肢が与えられている。しかし、タイを含む幾つかの国々は独自の植物保護法を公布するという第三の選択を行っている。タイの植物品種保護法は 1999 年に発効した。EU がタイに対して同法を廃止し 1991UPOV 協約(New Plant Variety Convention)を採用するよう圧力をかける懸念がある。実際に採用された場合は国内の農家により厳しい状況に直面することになる。現在、法は 12 年から 20 年間植物特許を保護している。UPOV 協約が採用されると植物特許期間が延長され 20 年から 25 年保護されることとなる。予想される最も厳しく高い要求は、農家が種を採取する権利が与えられるまでの特許期間が 12 年から 20 年と、ほとんど倍に延長される一年生植物(例えば米、トウモロコシ)である。最後の懸念事項は、投資家と国の間の争い解決のための調停システム(Investor-State Dispute Settlement, ISDS)を立ち上げることである。オーストラリア、日本及びインドは自国の FTA 交渉においてこの調停システムを除外することを強固に主張している。政府が調停により敗れた場合は、賠償や自国を保護するという社会政策が継続できなくなるという点の両面で莫大な損害が生じる。ISDS において投資者が政府に勝った事例としてメキシコにおける有害廃棄物管理論争があげられる。この事例ではメキシコ政府はアメリカの企業に対して 4 億 8,000 万バーツ相当の賠償金を支払わなくてはならなかった。タイは 2011 年に調停によってドンムアン高速道路公団との争いに敗れた。120 億バーツの賠償金と 1 億 4,000 万バーツの弁護士費用を支払うことになった上に、安い高速道路料金を自国の利用者に提供するという社会政策を維持できない結果となった。議員が今週タイ・EU の FTA 枠組み案を詳細に検討する際に行うべきことは国民の生活に影響する領域を考えることである。GSP 特権を失うことによる短期的な損失と、国民にとっての長期的な逆の結果を比較すべきである。そして大企業を助けるためにタイ社会や一般国民の幸福を犠牲にすべきか考えてみるべきである。

チュラロンコン大学 Drug System Monitoring and Development Programme 研究員 Kanikar Kijtiwatchakul 氏によるコラム

(2013 年 1 月 29 日、バンコクポスト)

〜タイ知的財産局が業務に関する記者発表を行った〜

2013 年 1 月 28 日知的財産局 8 階第三会議室において、ナッタウット サイグア商務省副大臣が議長となり、知的財産局の業務に関する記者発表が行われた。この記者発表にはパッチマー タナサンティ知的財産局長と知的財産局高官も出席した。発表された内容は、(知的財産侵害の)抑制、知的財産保護、国際的業務、知的財産権関連法の進捗などであった。

（2013 年 1 月 29 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ知的財産局とラオス科学技術省知的財産局が知的財産に関する協力協議の議事録に署名～
2013 年 1 月 23 日ラオスのビエンチャンにおいて、ナッタウット　サイグア商務副大臣とラオス科学技術省のフンパン　インタラート副大臣が証人となり、パッチマー　タナサンティ知的財産局庁とラオス科学技術省知的財産局のシッター　プーヤヨン局長が知的財産に関する協力協議の議事録に署名をした。
（2013 年 1 月 29 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイで 2013 年度第一回知的財産に関する政策委員会会議が行われた～
2013 年 1 月 17 日、ギッティラット　ナ　ラノーン副首相兼財務大臣が議長となり、2013 年度第一回知的財産に関する政策委員会会議が行われた。この会議には、ナッタウット　サイグア商務副大臣、商務次官、知的財産局長、知的財産局高官及び知的財産関連の官民の機関が参加した。（中略）会議では、国家知的財産権侵害抑制オペレーションセンターの設置、（米国スペシャル 301 条による）タイのステイタスを優先監視国から監視国に改善する計画準備等、重要な決議があった。
（2013 年 1 月 29 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ首都警察と知的財産局が偽造被服・香水・時計の摘発を発表～
首都警察のカムロンウィット　トゥープグラジャーン長官、知的財産局のグラニー　イッサディサイ副局長、イティポン　ピリヤピンヨー副長官が知的財産侵害抑制対策の責任者として、合同で Nike、Addidas 及び Lacoste の偽造被服並びに時計並びに複数のブランドの偽造香水 4,000 点、400 万バーツ相当と共にラックシン　アルンラット（33）を逮捕したと記者発表を行った。ラックシン　アルンラット容疑者はボーベー地区とプラトゥーナム地区で入手した偽造品をクロントム地区のデパートの前や縁日で販売していたことを認めている。
（2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイが米国と貿易・投資枠組み協定第 2 回高官会議を実施～
商務省国際通商交渉局のピラモン　ジャルーンパオ局長は、タイ代表団を率いてワシントンで行われた米国との貿易・投資枠組み協定第 2 回高官会議に参加したと発表した。タイ代表団は労働保護福祉局長、水産局、畜産振興局、財政経済局、知的財産局、及び国際通商交渉局の代表から構成され、米国側は米国通商代表部の Babara Weisel 代表補が代表を務めた。今回の会議でタイ側はタイの貿易に影響する重要な問題を提起した。一方米国はタイ産業界が児童を就労させ、人身売買ネットワークに関与していると非難した。前述のリスト（訳注：米国側が挙げた児童就労と人身売買が行われている産業）には、織物、海老、ポルノメディア、サトウキビ及び魚の 5 品目が含まれる。
（2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ商務省がアメリカ映画協会から著作権改正法案の映画館における映画盗撮の条項に、盗撮行

為で使われる機材を明確に記述するよう要請を受ける～

ナッタウット　サイグア商務副大臣はアメリカ映画協会（MPA）との協議を終え、MPA が商務省に対し著作権改正法案の映画館における映画盗撮の条項に、盗撮行為で使われる機材、例えば携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、カメラ、ビデオカメラ等を明確に記述するよう求めたと話した。映画盗撮を防ぐため商務省はこれを 3 月 21 日から 22 日の閣議で提案する。ナッタウット副大臣は、MPA の代理人に対しこの法律はこれから閣議にかけられる段階にあり、修正を加えることはおそらくできないため法律改正を進めることになるが、門戸が閉ざされたわけではなく、MPA は懸案事項を示した書面を提出することが可能で、改正法が閣議通過後議会の審議段階においてその提案について審議が行われ、メリットがあれば修正も可能であろうと通達したとのことである。更にナッタウット副大臣は国家知的財産政策委員会の会議の結果、知的財産侵害の防止と抑制のため、国家知的財産侵害抑制オペレーションセンター設置が決定したと話した。このセンターは、特別捜査局（DSI）、経済犯罪制圧課及びその他関係機関と連携することになる。現在知的財産侵害品の大規模な製造者、バンコク及び地方の倉庫及び流通拠点の捜査が行われており、近々に強制捜査が行われる見込みである。ナッタウット副大臣は今年偽造品の取締りを強化し、摘発後はどの法律に違反していようとも全ての条項について法的措置を進めると話した。

（2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ国家知的財産政策委員会は全国の政府機関で使用するマイクロソフトのプログラムの購入を認める決議～

タイ商務省は 2 月上旬に情報通信技術省事務次官とマイクロソフトの著作権を購入する件について協議を行う予定である。経済犯罪制圧課の Chainarong Charoenchainao 副司令官は、5 年前タイのソフトウェア著作権侵害率は 80%であったのがそれ以降徐々に減少しており、これはタイが昨年から事業者や企業に警告状を送付し、予め内部で基礎調査を行うよう政策を転換したことによると話した。2012 年の事件数は 9,000 件で押収した証拠品の数は 600 万件であった。パッチマー　タナサンティ知的財産局長は、以下の通り話した。 国家知的財産政策委員会は全国の政府機関で使用するマイクロソフトのプログラムの購入を認める決議を行い、次に 2 月上旬に行われる情報通信技術省との協議が行われる。現在地域の役所に合法ソフトウェアを使用するよう PR する回覧を送付した。政府機関のコンピュータの多くはソフトウェアなしでコンピュータだけで購入している。業務に使用するプログラムが違うことで他機関との連携や業務送達に問題が生じ円滑に進まなくなっている。現在マイクロソフトがタイ国に対しどの程度ディスカウントが可能か検討を待っている。ソフトウェア購入は長期的事業であり、また経費も多くかかる。個人的には 80%程度の大幅なディスカウントを期待している。

（2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ政府機関での合法ソフト使用のためマイクロソフトによる低価格ソフトの提供が必要～

国家知的財産政策委員会がタイ国内の政府機関に合法ソフトの使用を奨励する決議に至った。このためマイクロソフトにソフトウェアの価格引下げを要請する。本件は知的財産局と情報通信技術省に政策

の枠組みについての協議が委任される。パッチマー タナサンティ知的財産局長は以下の通り述べた。国家知的財産政策委員会は首相府により設立され、1 月 17 日に最初の会議が行われた。議題の一つが政府機関の合法ソフトウェア使用奨励であり、これにはマイクロソフトの事前協力が必要である。ソフトウェアの価格が 5-10%引き下げされたとしても、我々にはこれを支払う予算がない。個人的には、双方に利益となるよう歩み寄りが必要であると思う。マイクロソフトはベトナム政府と行ったプロジェクトを進めることもできる。この他タイ政府は知的財産侵害防止オペレーションセンターも設立している。昨年タイにおけるソフトウェア侵害は減少の傾向にあり、侵害品の割合は 70%と 2011 年の 72%よりも減少した。事業所の取り締まりにより発見された偽造ソフトウェアによる被害額も 4 億 4,785 万バーツと前年の 5 億 3,865 万バーツよりも 17%減少している。一方インターネット上のソフトウェア著作権侵害は増加している。2011 年侵害は小売店での購入が 60%、インターネット上が 40%であったが、2012 年割合は 50%と同じになっている。今年は侵害品の割合を 68%とし、(訳注:米国スペシャル 301 条における)タイのステイタスを優先監視国から除外するために努力が進められる。タイ国内で最も多く侵害されているソフトウェアは、マイクロソフトのオフィスとウィンドウズである。タイ警察経済犯罪制圧課(Economic Crime Suppression Division)の Chainarong Charoenchainao 副司令官は以下の通り述べた。現在タイでは、マイクロソフトが教育機関に対し低価格でソフトウェアを提供したことで、タイの子どもがそれを使うのに慣れ、しかし価格が高いため、成長したあかつきには侵害ソフトを使用するという問題が起こっている。政府機関におけるソフトウェア使用は全て法律に従ったものであるが、次々と新しいバージョンが出されるので、機関同士の互換性を維持するために著作権侵害ソフトを使用せざるを得なくなっている。
(2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ政府が企業による偽造ソフトウェア取締りの実績を発表～
2012 年の偽造ソフトウェア取締りは 182 箇所の事業所に対し行われ、発見された偽造ソフトは被害額 4 億 4,700 万バーツ以上であった。タイ政府はインターネット上の著作権侵害に関する法制化についても急いでおり、まもなく議会による審議に入り今年中に施行される見込みである。タイ政府はマイクロソフト等のソフトフェア開発会社に全政府機関が特別価格でソフトウェアを購入できるよう、協力を仰ぐ予定である。ベトナム政府はこの方法で成功を収めている。2012 年の偽造ソフトウェア取締りの詳細は、捜査対象事業所 182 箇所、偽造ソフトがインストールされていたコンピュータの台数 4,573 台、損害額 4 億 4,785 万バーツで、2011 年よりも 17%少なかった。侵害されているソフトウェアは大半が、オートデスク、マイクロソフト及びシーメンスのもので、多くが金属機械、建設及び設計業であった。2013 年は自動車及び部品、食料品並びに不動産業等に焦点を当て取締りが進められる。
(2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局はセミナー「知的財産による ASEAN 市場の開拓:マレーシア及びブルネイ・ダルサラーム国」を開催～
知的財産局はセミナー「知的財産による ASEAN 市場の開拓:マレーシア及びブルネイ・ダルサラーム国」を開催します。対象は関心のある方及びマレーシア及びブルネイ向けに商品又はサービスを輸出している

方で、マレーシアとブルネイにおける知的財産保護に関する情報が得られます。2013 年 2 月 20 日 8:30 から 16:00、THE AETAS ホテルバンコク 7 階インフィニティールームにて。詳細のお問合せは 02-5474652 チョンプーヌット/ハッサディーまで。
（2013 年 2 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイの Hom Mali ジャスミン米の地理的表示登録を EU が発表～
5 年間のキャンペーンを経て、間もなくタイ国産の Hom Mali Thung Kula Ronghai jasmine rice はヨーロッパ共同体（EU）から地理的表示保護を獲得する最初の東南アジア製品となる。このことは、Yingluck Shinawatra 首相が来月のベルギー公式訪問中に発表する予定である。タイからはさらに 2 種類の製品－Chiang Rai 丘地で栽培されている豆から生成したコーヒー豆として有名な Doi Chang 及び Doi Tung－が、EU からの GI 認定を求めている。
（2013 年 2 月 5 日、タイネーション）

～タイ 2 県で 22 の企業が自社の外国人株主に名義上の株主を用いているという容疑がかけられている～
商務省の報告によると、観光客の多い 2 県プラチュアップキリカンとチョンブリーで事業を行う 22 の企業が、自社の外国人株主に名義上の株主を用いているという容疑がかけられている。同省の事業開発局の調査によると、上記企業の多くは会計事務所、コンサルティング会社又は法律事務所から来た役員又は株主を有している。調査は特別捜査局（DSI）と共同で実施され、タイの法律で認められている 49%以下の外国人株主割合の企業 2 万 7,093 社から任意に抽出した企業を対象に行われた。対象企業には、観光業、不動産業、住宅供給及びレンタカーといったサービス業、建設業並びに飲食店も含まれていた。調査は当初プーケット、スラータニー、クラビ、プラチュアップキリカン、チョンブリーの五つの観光地域を対象としていた。これはタイがアセアン加盟国へ市場を開放する前に効果的な予防措置を構築しようとする動きの一部である。事業開発局の担当官は、調査では会計士又は弁護士を株主又は役員として持つ企業を重点的に調べたと話した。2012 年の中頃から 706 企業を対象に行った調査により、22 の企業が外国人に対して名義上の株主を用いていることを発見した。商務省 Nattawut Saikuar 副大臣は、これらの違反企業には外国人事業法により 10 万バーツから 100 万バーツの罰金若しくは 3 年以下の懲役又はその両方が科され、違反企業は株主構成を是正する猶予期間が与えられているが、それまでに是正しない場合には 1 日当たり 1 万から 5 万バーツの罰金が科されることになると述べた。Nattawut 副大臣によれば、調査は今月中に最初の 5 県の調査を終了し、その後全国に拡大して行われる予定である。外国人事業法により保護されている精米業者及び米農家についても、訴えが数件あったことを受け調査が行われる。Nattawut 副大臣は DSI と商務省は今のところこれらの米産業において外国人による株式保有や経営を発見していないと話している。
（2013 年 2 月 5 日、バンコクポスト）

～タイ治水及び洪水対策事業は韓国企業が受注に優位～

タイの総額 3,240 億バーツの治水及び洪水対策事業の入札者として昨日選ばれた 6 社の企業の中で韓国企業が最も高い得点を獲得した。政府の治水及び洪水対策委員会の議長を務める Plodprasop Surawadi 副首相は、Korea Water Resources(K Water)、ITD Power China、Summit SUT Joint Venture、Team Thailand Joint Venture、Japan-Thailand Joint Venture 及び Loxley Joint Venture を競争入札資格者としたことを明らかにした。China CAMC Engineer Co と TKC Global Consortium の 2 社はコンセプチュアル・プラン段階を通過できず技術及び金額入札段階に進めなかった。 この 6 社は 3 月 15 日までに技術的な提案及び入札額を提出しなければならない。韓国企業の K Water は工期内のプロジェクト完了を確かなものとするためのサテライト・テクノロジーを適用する提案で高い評価を受けていると、消息筋は語った。同社はまたコンセプチュアル・プランを作成するため 6 ヶ月間にわたり少なくとも 200 人の水力技術者及び 2,000 人の労働者をタイに配置したことで委員会に良い印象を与えた。同社は貯水池、放水路及び都市計画を上流、中流及び下流システムにおいて統合するとしている。さらに防潮壁を建設することを提案した。
（2013 年 2 月 6 日、バンコクポスト）

～タイ知的財産局が食品容器デザインコンテストを開催～
知的財産局意匠部では、学生を対象に食品容器デザインコンテストを実施します。入賞者には 1 万バーツから 10 万バーツの賞金が贈られます。デザインの応募要件は以下の通りです。
1. 新規の物品デザインであること
2. タイらしいデザインであること
3. 使用に利便性があること
4. 商業上付加価値があること
（2013 年 2 月 7 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ知的財産局が商業及び資本化のための知的財産奨励事業研修を実施～
2013 年 2 月 7 日知的財産局 13 階第一会議室において、商業及び資本化のための知的財産奨励事業研修が開催され、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の式辞を述べた。この事業は、中小企業経営者を対象に知的財産の理解と重要性の認識を促し、知的財産を担保として資金を借り入れる等、商業上最大限の利益を生み出し効率的な事業拡大を可能とすることを目的とし、知的財産局がキングモンクット工科大学北バンコク校と共同で実施した。
（2013 年 2 月 8 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイは米国通商代表部の年次報告書発表に向け意見を述べるチャンスがあるがこれは意味をなさない～
米国政府は 4 月に発行する世界の著作権・商標権侵害に関する報告書について、米国市民と外国政府からのコメントを募っている。タイは金曜までにこの問題について米国通商代表部に文書通達を行わなければならず、2 月 20 日に実際のヒアリングを請求できる。その後米国は報告書を発表する。実際には年

次報告書は、米国著作権法を一言一句違わず世界に採用させようとする米国の大企業の影響力の域を出ない。著作権、特許及び商標について、米国政府はタイをイスラエルやカナダと同等に位置付けている。それぞれの国には米国とは異なる独自の社会、文化又は経済の問題や強みがあるという主張はたやすく拒否される。これが先月の米国連邦官報の告示「パブリックコメントと公聴会のアナウンス」が本質的に偽りである理由である。今週集められる意見書も 2 月 20 日に米国通商代表部本部で行われるヒアリングも 4 月末に発行される報告書に影響力はない。通商代表部の事務局は既に報告書に何が盛り込まれるか決定しており、それは昨年とほぼ同じ内容である。タイが 2007 年に優先監視国に指定されたのは、海賊版音楽 DVD・映画ビデオ・ソフトウェアとは関係なく、それはタイが厚かましくも強制実施権を行使することにより特許権を奪い、抗がん剤やエイズ治療薬を安い値段で入手できるようにしたためである。米国の大手製薬会社はこれを快く思わず、「特許権の尊重が脆弱化している」としてタイが優先監視国に指定されることとなった。
（2013 年 2 月 12 日、バンコクポスト）

～タイ知的財産局がセミナー「著作権と放送：Case of Must Have Rule」を開催～
知的財産局ではチュラロンコーン大学法学部及び Asia Pacific Copyright Association（APCA）と共同で、2013 年 2 月 18 日 13：00 から 16：30 までチュラロンコーン大学法学部においてセミナー「著作権と放送：Case of Must Have Rule」を開催する。これは著作物と放送に関して「仏暦 2555 年テレビ番組に関する規則」が 2012 年 12 月 11 日国家放送通信委員会により告示され、2013 年 1 月 5 日から施行されたのを受けたものである。セミナーはスポーツの生中継等に関する著作権法やテレビ事業者、視聴者、関連機関及び一般市民に関連のある他の法律について理解を広めることを目的としたもので、出席者間での意見交換も予定されている。
（2013 年 2 月 13 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ政府は輸送改善に2.2兆バーツを投資する予定～
政府は昨日、バンコクの鉄道サービスの大幅な増加を含め、国の輸送システムを大幅に高めるために2.2兆バーツの投資政策を発表した。
Pheuタイ党主導の政府は新しい高速列車サービスでバンコクや他の地方間の接続性を高めることを目的とし、既存の電気鉄道網をほぼ400km伸ばすことで中心地での旅行条件を改善することを目指している。
運輸大臣Chadchat Sittipuntによって監督されるこの投資計画も、同様に貿易と投資を促進することを目指している。

政府は2兆バーツにのぼる融資を承認する法案を作成する準備と同時に、この大規模な投資計画が明らかになった。 融資は、今年から2020年にかけて、今後7年間輸送インフラへの投資資金を工面する、と情報筋では伝えている。 各プロジェクトの詳細については、要約され、来月承認のために内閣に送付される。

ローンに加えて、政府も333億バーツの追加予算を確保した、官民パートナーシップから1060億バーツ、国営企業からの収入387億バーツ、他のソースから1050億バーツを借り入れる。
Chadchat氏は93.14%、すなわち2兆バーツローンのうち1.8兆バーツが、彼の省の監督下に、交通インフラプロジェクトのために支払うことになると言った。

この投資は、主な4つの輸送網を含み、借入の78%を占める。
これらは、道路、鉄道、水上交通と空路である、と彼は言った。インフラにおける莫大な支出は、国の経済成長のために重要だった、と彼は言った。
投資は13.2%に達する、物流コストの削減に役立つだろう、これは道路での輸送負担を軽減し、鉄道網にシフトするだろう、と彼は言った。

現在、物流コストは、米国の8.3%に比べて、国内総生産（GDP）の約15.2%を占めている。
この計画はまた、バンコク近郊での輸送を改善するだろう。
これは、システムのより一層の活用を奨励するために、すべての大量輸送サービスの場合は20バーツの定額チケット価格とともに、地下鉄とスカイトレインサービスといった9以上の電気鉄道ルートを追加する。

バンコクでは、現時点で電気鉄道はわずか80kmである。 この投資は2019年までに464kmに拡大バンコク地域における電気鉄道の全長を拡大することとなると、大臣は言った。
また、県間の高速列車網への投資は、バンコクと国の他の部分との間の移動時間を縮めることtなる。 バンコクの300km圏内の高速列車旅行は90分以内となるだろう、と彼は言った。
（2013 年 1 月 23 日、バンコクポスト）

～タイ首相が巨大プロジェクトへの巨額支出を公約～
巨額の支出により「中所得経済の罠」を抜け出すことを目指す

インラック首相は巨大プロジェクトへの巨額投資、いわゆる「中所得の罠」からタイを引っ張り出すこと約束した。中所得経済の罠とは、中間所得水準に達した後、国の成長が止まり、停滞したときを表す経済用語だ。

インラック女史は昨日タイは過去数年間にわたり主要なインフラ計画は完了していないと言った。最近の開発プロジェクトは、7年前のスワンナプーム空港だった。

彼女の政府は、国家競争力と潜在力を高めるためにインフラに投資している。輸送支出：総合的改善に2.2兆バーツ。大規模な投資は今後7年間も継続される予定だと、彼女は付け加えた。

彼女はこの投資が雇用を創出し、人々の所得を高め、タイ人の間での所得格差を減らし、貧困の撲滅や中小企業を含む事業を強化していきたいと考えている。
国家経済社会開発庁（NESDB）は、タイは現在の予測に基づく10〜15年でその中所得経済の罠から抜け出すことを期待している。

世界銀行は中所得経済というのは1026USドルと1万2475USドル間の一人当たりの国民総所得を持つ国として、定義している。高所得経済とは、1万2476USドルの上記の一人当たりの所得を有するものだ。

財務省によると、マレーシアでは、それが9700ドル、そしてシンガポールで4万6910ドルであるが、タイの一人当たりの所得は、年間$ 4000〜5000だ。
マレーシアは中所得経済の罠の後段階にあり、2020年に高所得圏に入ることを期待している。

中所得経済の罠からの脱却には、莫大な投資、技術を押し上げるほどの研究開発、インフラを必要とする。インラック女史は昨日政府機関や国営企業の代表に国家戦略や予算計画を紹介した、バンコクでの会議で彼女の政府の意向を公表した。

中所得経済の罠からタイを抜け出すのが、彼女の4つの国家戦略のうちの一つだ。
他の戦略は、生命と環境保全の質を高め、国家の管理を改善し、平等を促進することだ。

インラック女史は彼女の政府がアグロ産業、観光、サービス産業と国の土地利用のゾーン区分を促進することにより、人々の所得を押し上げようとしていると言った。彼女は、政府が過去、課題に直面していたと会議で言った。これらには、経済変動、民主主義や平等問題をめぐる欧州諸国からの圧力、経済の不均衡と不十分な社会保障が含まれていた。

しかし、彼女は政府機関が力を合わせ、急速に国家経済を向上させることに成功したと言った。その結果、同国の外貨準備高は今、国内総生産（GDP）の48%となり、彼女の予想以上であると言った。
インラック女史はまた、タイのGDPは今年5.5%成長すると予測した。インフレ率は通常の3%で実行され、彼女は商務省と大蔵省は、このレベルでそれをしのぎたいと考えている。
彼女はまた彼女の政府が財政赤字を4000億バーツから削減し、失業を減らすための措置を取ってると言った。
（2013 年 1 月 23 日、バンコクポスト）